

料金後納郵便

ゆうメール

毎月1回5日発行
令和8年2月5日発行
昭和30年5月20日
第三種郵便物承認



高岡商工会議所会報

たかおか

2

2026
February

NO.814



令和8年 新春高岡経済懇談会



[特集] 令和8年度 税制改正のポイント

速報

令和8年度 税制改正のポイント

日商「税制改正 特設サイト」▶



2025年12月19日公表の与党税制改正大綱に基づいて作成しています。

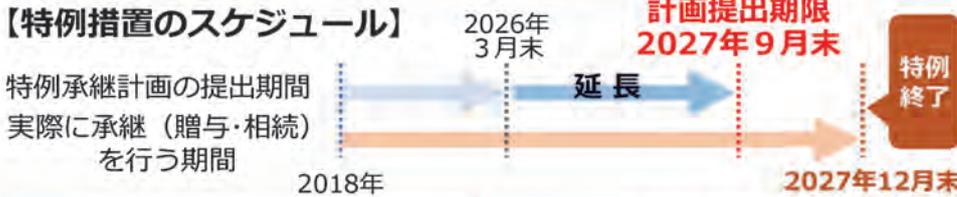
I. 事業承継税制の活用促進に向けた見直し

○法人版事業承継税制特例措置における特例承継計画の提出期限の延長

⇒ 事前計画の提出期限を、2027年9月末まで **1年6か月延長**



【特例措置のスケジュール】



商工会議所の
強力な要望により
計画提出期限を延長!



事業承継税制(特例措置)とは

先代から非上場自社株を贈与・相続する際の税負担が100%猶予(要件を満たすと免除)される制度。2027年末までの時限措置

税制活用までの基本的な手続きの流れ(贈与の場合)

- Step 1: 特例承継計画を都道府県庁へ提出する <2027年9月末まで>
- Step 2: 後継者が自社の役員に就任する <代表取締役就任直前まで>
- Step 3: 後継者が代表取締役就任し、先代から自社株を譲り受ける <2027年12月末まで>
- Step 4: 認定申請書を都道府県庁へ提出し認定を受ける <贈与を受けた翌年の1月15日まで>

株券

II. 消費税インボイス制度における負担軽減措置の拡充・見直し等

①免税事業者等からの仕入に係る負担軽減措置の控除率の引上げと適用期限の延長

消費税インボイス制度導入により、原則、免税事業者からの仕入において仕入税額控除できないが、免税事業者の取引排除を防ぐ等の目的から、仕入税額の一部の控除を認める措置が導入されている



⇒ 2026年10月以降の **控除率を引上げ**、負担軽減措置の適用期限を **2年間延長**

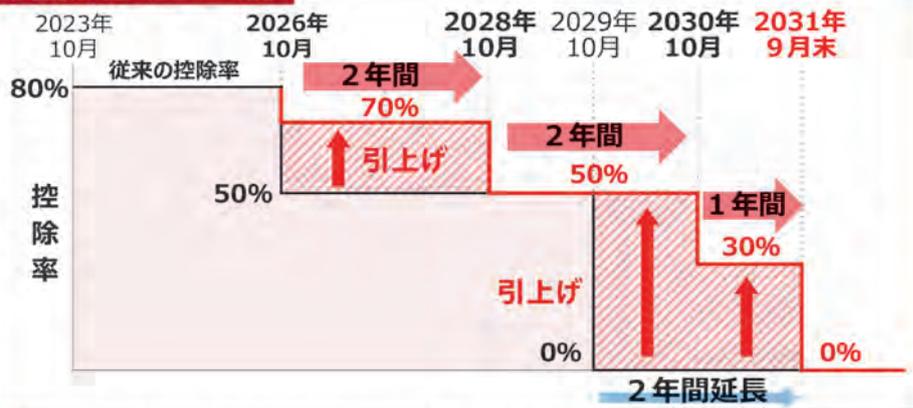
税の公平性の観点からも
予定通り廃止・縮小すべき



商工会議所の
強力な要望により
延長・拡充を実現



【今後のスケジュール】



②免税事業者が課税転換した際の納税額に係る負担軽減措置の延長

免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の一定割合に軽減する措置が導入されている

⇒ **個人事業主を対象**として、売上税額の **3割**に見直したうえで、2028年9月末まで **2年間延長**

【今後のスケジュール】



既に本措置を適用している
個人事業主も適用可能



Ⅲ. 中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制の延長・拡充

① 研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充

⇒ **3年間延長し、中小企業技術基盤強化税制に繰越控除措置を導入**
 ⇒ **重点産業分野を対象にした、戦略技術領域型を創設**

繰越控除の導入は11年ぶり
 複数年での措置は初めて

	控除上限	控除率	繰越控除	対象
(選択)	一般型	20%~35%	1%~14%	中小企業以外も対象
	中小企業技術基盤強化税制	25%~35%	12%~17% 拡充	中小企業のみ対象
	戦略技術領域型 ※1	10%	40%~50%	3年間 中小企業以外も対象
	オープンイノベーション型	10%	20%~30%	(上記と併用可)

商工会議所の要望により
 繰越控除措置が導入



※1：A I、先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙等の重点産業技術に関する研究開発が対象

② 大胆な設備投資促進税制の創設

⇒ 国内における大規模で高付加価値な投資を推進するため、**新たな設備投資減税を創設**



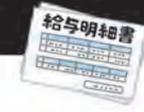
対象業種	全ての業種 ※1
対象資産	計画の確認後、5年以内に取得等した以下の資産 機械装置、工具・器具備品、建物、ソフトウェア、 建物付属設備・構築物 ※設備ごとに価額要件あり
対象要件	最低投資額：大企業（中堅企業を含む）… 35億円以上 中小企業者等 …… 5億円以上 投資利益率： 15%以上
内容	即時償却または税額控除7%（建物・建物付属設備等は4%）※2 3年間の繰越控除措置を導入 ※3

※1：産業競争力強化法に基づく計画の確認手続きを受けた事業者
 ※2：控除上限…法人税額の20%
 ※3：事業環境の急激な変化に係る対応計画の認定を受けた事業者

Ⅳ. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

① 中小企業向け賃上げ促進税制の維持・継続

	中小企業（資本金1億円以下）	
	要件	税額控除率
基本	雇用者全体の給与総額増加率+1.5%以上	給与増加額×15%
繰越控除措置	繰越期間5年間	
上乗せ①（賃上げ）	対前年度+2.5%以上	+15%
上乗せ②（両立支援等）	「くるみん認定」または「えるぼし認定」の認定を受けた企業は+5%上乗せ	



大幅な賃上げが実施される中、もはや税制による後押しは不要

商工会議所の強力な要望により
 中小企業向け賃上げ促進税制は死守

一方で… 大企業向け税制…2025年度末で廃止
 中堅企業向け税制…2026年度末で廃止
 教育訓練費増加による上乗せ措置…2025年度末で廃止
 (中小企業向け賃上げ促進税制においても、教育訓練費増加による上乗せ措置は廃止)

② 少額減価償却資産の損金算入特例の延長・拡充

⇒ **3年間延長し、対象となる取得価額を30万円から40万円に引上げ**

拡充	取得価額	償却方法	見直し 対象企業
	40万円未満 (合計300万円まで)	即時償却 (全額損金算入)	中小企業 (従業員が400人以下)

商工会議所の要望により
 対象となる取得価額が引上げ

③ 従業員への「食事補助」に対する非課税上限の引上げ

⇒ 非課税上限額を**月額7,500円に引上げ**

従業員への福利厚生の強化
 と手取り増を後押し!

- 従業員が食事代金の半額以上を負担し、かつ補助額が月額7,500円以下の場合、所得税が非課税になる措置
- 社食や弁当等の代金補助、商品券等の提供等の方法が可能（金銭による支給は対象外）

【食事補助の例】

定価800円の弁当を450円で提供する場合

福利厚生として
 食事代金の一部を補助

原則は課税対象



350円
 差額を
 会社が補助

定価
 800円



450円
 従業員向け
 価格

従業員



1か月で約7,000円※が非課税に!

※350円×約20営業日=約7,000円

P H O T O

L I B R A R Y



1.13

新春高岡経済懇談会

会員相互の交流と親睦を深める

新春の賀詞を交換し、会員相互の交流と親睦を深める「新春高岡経済懇談会」が高岡商工ビルで開催され、会員企業・行政関係者130名が参加した。当所 能作 克治会頭は「本年2月に当所創立130周年を迎えるにあたり、環境変化の激しい時代においても会員事業所の皆様に頼られる存在となるよう努めていく」と決意を示した。続いて来賓の新田 八朗知事と出町 譲市長が順に祝辞を述べ、曾田 康司高岡市議会議長の発声で乾杯が行われた。開会に先立ち、生田流大師範による箏の二重奏が披露され、和やかな新春の趣を添えた。



1.16・17

羽田空港での効果検証イベント実施

日本商工会議所「域外需要の取り込みに向けた地域の魅力向上事業」参加

地域内コンテンツを専門家とともに磨き上げ、全国的な認知拡大と地域への人の呼び込みを目的とした「域外需要の取り込みに向けた地域の魅力向上事業」にて、今期進めてきた企画の効果検証イベントを羽田空港にて実施した。高岡市の金屋町・山町筋にある古民家をリノベーションした4つの宿泊施設を中心とし「城下町リゾート」としてまち巡りを楽しんでもらおうと企画。事業者らはポスターやマップで来場者にPRを行った。本事業は日本商工会議所が主催し、当所を含め全4商工会議所が参加した。



1.20

海外販路開拓商談会

海外展開を目指す企業による商談会を実施

高岡商工会議所は、(公財)富山県新世紀産業機構と共催し、ウイング・ウイング高岡海外販路開拓商談会を開催した。当日は、海外に商流を有する国内外の商社6社をバイヤーとして招き、食品・伝統工芸品・日用雑貨などを扱うメーカーを中心に20社が参加した。各社が自社商品の特長や強みを紹介し、活発な意見交換が行われ、参加企業にとって海外市場のニーズを直接把握する貴重な機会となった。

当所では今後も、企業の海外展開を後押しするため、海外販路開拓に向けた支援に取り組んでいく。



1.26

高岡伝統産業青年会臨時総会

次期会長に野阪 和史氏を選出

高岡伝統産業青年会は臨時総会を高岡商工ビルで開催し、新年度会長に野阪 和史氏(有色政)を始めとした令和8年度役員を選出し、全会一致で承認された。野阪氏は「青年会を仕事や技術、想いを気兼ねなく共有できる『ちゃんと使える場』にしていきたいと思っている。伝える人、つくる人、それぞれの関わり方を大切にしながら、面白い一年を皆さんと一緒に作っていきいたい。」と挨拶した。任期は令和8年4月1日から一年間。